

藤久壽基次長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆様、おはようございます。ただいまから総会に入りたいと思いますが、先にお断りなんですけれども、本日、市議会の産業経済委員会がちょうどこの時刻から行われます。その関係で局長とリーダーの3名が本日は欠席をしておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではただいまから、第180回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立いたしておりますことを、報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、道後地区の山本委員、それと立岩地区の西垣委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、議案審議の中で地元委員から補足説明をお願いするため、石井地区の西岡推進委員、それと浅海地区の渡部推進委員のお二人に出席を願っておりますので、よろしくお願いいたします</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号まで、11件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成31年1月28日～平成31年2月25日に専決処理した案件は12件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら12件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地6件、3,105平米、商工業用地6件、4,349平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成31年1月28日～平成31年2月25日までに専決処理した案件は18件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら18件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地9件、7,287平米、商工業用地8件、8,056平米、公的用地1件、949平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、転用許可申請し、露天駐車場に転用したいとしております。離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>3番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、隣接する農地と併せて、3条許可申請により売却予定であるとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>5番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>お手元に審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約192アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約13アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。なお、本案件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>3番、4番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、譲受人は、農地約107アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいとしております。</p> <p>6番、譲受人は、農地約82アールを耕作する兼業農家でございます。この度、同居している父親から申請地の贈与を受け、益々、農業経営に励むとしております。</p> <p>7番、譲受人は、農地約90アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自宅に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいとしております。</p> <p>8番、譲受人は、農地約20アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいとしております。なお、本案件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>9番、10番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲</p>

受人は、農地約 126 アールを耕作する農業者でございます。この度、9 番の申請地を小作地解放により取得し、また、9 番に隣接する 10 番の申請地を取得し、農業経営の安定と規模拡大を図りたいとしております。

11 番、譲受人は、農地約 236 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く、耕作便利な申請地を取得しようとするものでございます。

12 番、譲受人は、農地約 72 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く、耕作便利な申請地を取得しようとするものでございます。

13 番、譲受人は、農地約 517 アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に隣接する申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいとしております。

14 番、譲受人は、平成 31 年 1 月 11 日に設立された、一般社団法人で、新規農業となる案件でございます。この度、使用貸借権により申請地を借り受け、新規に農業参入するとしております。なお、本件は、一般の法人が農業分野へ参入するものであり、解除条件付きで許可となる案件でございます。また、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

15 番、譲受人は、農地約 146 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅及び自作地に近く、耕作便利な申請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。

16 番、譲受人は、農地約 61 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地の贈与を受け、益々、農業経営に励むとしております。

17 番、譲受人は、農地約 127 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。

18 番、譲受人は、農地約 219 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず、2 番の案件ではありますが、所在地、住所地ともに久谷地区でありますので、池田委員からお願いい

池田友邦委員	<p>たします。</p> <p>先ほど事務局から説明がございましたように、申請人は、久谷地区にお住まいで、約 13 アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を売買にて取得し、規模拡大を図りたいと、申請に及んだもので、地区審査にて確認いたしました。農業作業経験も十分あり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、3番、4番の新規農業の併用案件であります。所在地、住所地ともに石井地区ですので、西岡推進委員お願いします。</p>
西岡洋司推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、渡人は、労力不足のため、耕作が困難となり、受人が農地を取得し、新規に農業をすることになり、本申請に及んだものであります。</p> <p>所在地の農業委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き、水稻の栽培を行うとの申出であり、地域の取り決めに従い、病虫害並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に8番ですが、まず所在地が堀江地区ですので松下委員お願いします。</p>
松下長生委員	<p>堀江地区の地区審査の内容の補足を申し上げます。取得後 30 アール以上となる案</p>

	<p>件でございますが、堀江地区の福角町の農地を、和気地区に住んでいる農業者が買い受け、経営規模拡大をするものであります。</p> <p>後で和気地区からも説明があると思いますが、堀江地区といたしましては、福角町の土地改良区の方ともよく話し合いをしており、周囲の方々、そして本人の意欲も十分あると見受けられましたので、堀江地区の農業委員としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に住所地が和気地区ですので、小笠原委員お願いします。</p>
小笠原 壮一 委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、渡人は、経営規模の縮小のため、受人が農地を取得して、経営規模を拡大することになり、本申請に及んだものであります。</p> <p>住所地の農業委員として、地区審査において、後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き、季節野菜の栽培を行うとの申出であり、地域の取り決めに従い、病虫害並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしく願います。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は14番で、新規農業の案件であります。まず、所在地が立岩地区ですので、西垣委員お願いします。</p>
西垣 政美 委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、立岩地区で柑橘を生産し、新規の農業経営を軌道に乗せていきたいとして、新たに農地を借り受け、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p>

	<p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、代表理事をはじめとした組織的な体制により、営農を行うとのことであり、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続いて住所地が朝美地区ですので、余土の池田推進委員からお願いします。</p>
池田 功 推進委員	<p>御説明の前に、朝美地区に関する案件等の取り扱いについて、お伝えいたします。</p> <p>朝美地区と雄郡地区は、元々委員が不在の地区であり、亡くなった森委員が、余土と兼任で担当していました。</p> <p>今後の朝美地区と雄郡地区の地区審査等について、旧選挙区の余土地区、生石地区、味生地区の委員で協議した結果、余土の私と、生石の秀野委員とで受け持つことになりましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、市内南江戸に本店を構える一般社団法人であるため、所在地は朝美地区に該当いたします。</p> <p>譲受人は、この度、立岩地区で新規就農し、柑橘を生産したいとして新規で農地を借り受け、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、法人として組織的に事業を行い、ゆくゆくは、農業経営の発展と産地の拡大を図りたいとの申出であり、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして事務局、並びに地元委員から補足説明がございました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、市内鷹子町に居住しておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設及び農作業スペースを設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約190アールを耕作する兼業農家でございますが、この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただいま議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認</p>

藤久壽基次長	<p>することといたします。</p> <p>なお、本件は、県許可分であります。直ちに意見を附して、愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、農地約36アールを耕作する兼業農家でございますが、この度、現居宅を子供に譲り、新たに所有農地に隣接する本申請地を取得し、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、現在、今治市で借家住まいをしておりますが、この度、地元である松山市の職場に転職するとともに、本申請地を祖父より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は両親と同居し、農地約16アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから本申請地を父親より借受け、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月29日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>4番、本件受人は、砥部町に居住し松山市古川南二丁目に事業所を構え、建築工事業を営んでおりますが、業務の拡大に伴い、新たに本申請地を賃借し、残土、真砂土、碎石、業務用車両の露天資材置場、駐車場を確保したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種</p>
--------	---

	<p>農地と判断されます。</p> <p>5番、本件受人は、現在、大阪府枚方市に居住しておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、出身地である当地区で、日当り良好な本申請地を賃借し、太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、市役所北条支所河野出張所からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>7番、本件受人は、自動車運送業、土木請負業を主な業務とする法人でございますが、業務拡大に伴い、既存の露天駐車場及び資材置場に隣接する本申請地を取得し、施設を拡張したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、市役所北条支所河野出張所からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。5番は、1,000平米以上の案件でございますので、所在地が浅海地区でありますので、渡部推進委員からお願いいたします。</p>
渡部丈司推進委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、大阪府枚方市に居住し、会社員をされています。</p>

	<p>譲受人は、元々旧北条市出身であり、将来の生活資金の確保のため、太陽光発電施設を設置したく、適地を探していたところ、本申請地を借り受ける事が可能となり、他に代替地もなく、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。次に、7番であります。これも1,000平米以上の案件でございます。所在地が河野地区ですので、中川委員からお願いいたします。</p>
中川 均 委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、松山市柳原に本店を構える、自動車運送並びに土木請負業を営む法人です。</p> <p>業務拡大に伴う従業員の増員及び車両の増大により、慢性的なスペース不足となり作業効率に支障をきたしているため、本申請に至ったものであります。</p> <p>周辺への被害の防除措置も適切に行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、議案第6号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分であります。このうち3番につきましては第1種農地で農家住宅を建築するものでありますので、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他につきましては直ちに意見を附して、愛媛県知事に送付させてい</p>

<p>加藤喜三主任</p>	<p>たきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成30年度第12号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案の説明を申し上げる前に、議案書記載事項の修正がございます。</p> <p>番号10～番号15の譲受人は、平成31年3月1日付けにて代表者が変更となっております。つきましては、「福島龍雄」を「宮内公一郎」と修正していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件21件の内、賃借権の設定は8件、使用賃借権の設定は10件、所有権移転は3件で、設定総面積は2万7,585平米です。</p> <p>その内訳は、新規10筆、更新が21筆、再設定が1筆、売買が4筆となっております。</p> <p>なお、新規については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回の貸借期間と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>番号1の譲受人は、約140アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>15ページの番号10の譲受人は、約1,656アールを耕作する農業協同組合で、借り手変更を伴う賃借権を再設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>16ページの番号15の譲受人は、約1,656アールを耕作する農業協同組合で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号16の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、併せて農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。</p> <p>17ページの番号18の譲受人は、約73アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
---------------	---

	<p>18 ページの番号 19 の譲受人は、約 116 アールを耕作する農業者で普通畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 20 の譲受人は、約 193 アールを耕作する農業者で樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 21 の譲受人は、約 315 アールを耕作する農業者で樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 31 年 3 月 15 日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 7 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
加藤 喜三 主任	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、松山市</p>

	<p>農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの議案第7号では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。</p> <p>議案第8号では、この利用権設定した農地を農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p> <p>以上のとおり、意見を求められた農地は、24筆、総面積は、3万1,362平米で、設定する権利は、すべて使用貸借権です。</p> <p>今後、この案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>権利の開始は、平成31年6月1日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件についての御意見、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして議案第9号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
加藤 喜三 主任	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定</p>

	<p>により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>なお、一部面積について適用除外となっております。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして事務局から説明がありました。本件について御意見、御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成31年1月28日～2月25日に専決処理した案件は20件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら20件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>

	<p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 10 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして議案第 11 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の『農地』に該当するか否かの判断について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
加藤 喜三 主任	<p>それでは、御説明させていただきます。</p> <p>本日の議案は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査で農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な土地について、松山市が農業委員会に対し、農地か否かの判断を求めてきたものです。</p> <p>番号 1 は粟井地区となっておりますので、事務局からの状況説明をさせていただいた後、判断を求められている対象地の委員に補足説明をいただきまして、議案書に記載の対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>本件は、平成 31 年 2 月 13 日に市長部局である松山市農林水産課が農業委員会に対し、粟井地区の西谷にある土地について、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査において、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な土地として、農地か否かの判断を求めてきました。</p> <p>そこで、平成 31 年 2 月 20 日に所在地である粟井地区の梶野委員と松本推進委員に事務局も同行して現地確認を実施しました。</p> <p>これらの対象地は、全て農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地ですが、青地</p>

	<p>農地に対して非農地であると判断したとしても問題がない旨、愛媛県農政課に確認済みです。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料1～資料3をお配りしていますので御覧ください。</p> <p>資料1は、現地の位置図と公図の写しです。資料2は、現地を上空から撮影した航空写真で、対象地の位置が御確認いただけだと思います。</p> <p>資料3は、現地調査時の対象地を南側から撮影した写真です。</p> <p>状況についての説明は、以上ですが、議案書記載の対象地が農地に該当するか否か、事務局が積極的に関与することは好ましくないため、事務局の所感を述べることは控えさせていただきます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま議案第11号につきまして事務局からの説明が終わりました。</p> <p>本件については、粟井地区の梶野委員と松本推進委員が現地調査を行っておりますので、代表して梶野委員から補足説明をお願いします。</p>
梶野 宰 委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>平成31年2月20日に粟井地区の松本推進委員と事務局職員2名と私で現地調査を行いました。場所は、松山市北部の粟井地区にあります西谷と言う集落です。</p> <p>先日、対象地の所有者に話をお聴きする機会があったのですが、元々は柑橘を栽培していた樹園地で、所有者の父親が平成6年に死亡後、周辺が樹園地でございますので迷惑をかけてはいけないということですので伐採し、現在に至るまで25年は経過しているそうです。</p> <p>現地の状況は、一部に雑木が生えておりますが、資料の3を見ていただいたらと思いますが、乙72番2と乙73番2に雑木が生えています。写真は乙72番2の木の方が大きく見えますが、実際は乙73番2が乙72番2の木よりも倍以上の大きさがあります。</p> <p>これは写真の撮り方で全然違うと思います。と言いますが、この中に入ってい</p>

って写真はなかなか撮れないような状態で、隣地の果樹園の少し高い位置から撮っておりますので。

そしたらこの乙73番2の木が25年経っているのですが、25年の年月を物語っていると思います。現地の状態は、全体的には、笹も含め、背丈の低い雑草などが茂っている状態でした。

現状は、農地に復元するための整備が難しいというまでの状態にはなっておらず、農地性はある状態でした。

現状を見て、あまりにも荒れている状態ではなかったので目を疑った次第です。というのも、私も2町ほど放任園にしておりますが、伐採をしておりませんので周りの園の収穫が済みますと果実があります。そうするとこの頃、鳥の餌が少なくなっている時期でもあり、鳥が集中して来ますので、フンをすることによって限られた雑木は生えております。伐採するとこんなにも違いがあるのかということを知られました。

本人に総会でお話しする旨をお伝えしました。御本人にも無理なのではないかとお伝えしたわけなんですけど、そうすると「困ったなあ、家庭のことを考えたら農地に復元することもできない」と溜息をつかれておられました。どうしても駄目だったら、10年経ったらもう一度申請しますとおっしゃっておりました。

写真見てもらったらわかりますとおおり、これに雑木が生えるかと言ったら難しいと思います。これから木が生えることを考えたら、鳥がフンするか植えるかしないと、まずは雑木は生えにくいと思います。そしたら、10年経ったら雑木が生えているかと考えてみましたら、この状態とあまり変わりはないのではないかと思います。

農地か非農地かを判断するにあたって、どうしても雑木を重きにしているところがありますが、年数を考慮してあげないと、こういう状態からすると大事ではないかと思っています。

申請している家庭の状態は、地区の委員が一番御存知だと思います。農業委員は農地を守る、これは当たり前のことではありますけど、農家も守ってあげるのが農業委員の務めではないかと思っています。

御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。ただいま、梶野委員から説明がございました。

	<p>現状の説明でありますとか、家庭の事情等のお話がありました。ただ、結論として農地性はあると感じましたので、松山市への回答といたしましては、本件については「農地」であるという判断でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>何か御意見ございますか。</p>
梶野 宰 委員	<p>それで結構です。また農業委員会としても今言われた通り年数も。やはり人に迷惑をかけてはいけないということで。普通の人には皆放っておいて放っておくんですが、そしたら雑木は生えます、必ず。</p> <p>親切心で周りに迷惑をかけたらいけないということで伐採することによって、木が生えない状態が出てきます。この方は良心的にやったことがかえって基準に当てはめてみたら仇になっているんですね。考えてみるとちょっとかわいそうです。</p> <p>そういうことも農業委員会で考えてみたらいいかなと思います。事務局というよりも皆さんで考えることだと思います。そういうこともまた、考えていただけたらと思います。今回はもう農地で。</p>
渡部 泰明 会長	<p>以前から役員会でも、農地非農地判断につきましては、もう一度、意思確認と言いますか、そういうものをする必要があるという話も出ております。委員にも意思の統一ということも含めて、今後協議をしていきたいと考えております。</p>
梶野 宰 委員	<p>この農地は、元は山林です。山林を目的をもって、開墾して畑にした訳です。昔は開墾しても畑で登記していないところもあるんですよ。</p> <p>ところが仮に北条市の場合で言いましたら、そのまま山を買って自分で開墾して柑橘を作っていました。地目を畑に変えるかということ、変えてないこともあったん</p>

	<p>です。それを国土調査の際に開墾畑を全部地目を畑にしたんですよ。</p> <p>目的があつて山林を畑にしたのは家庭の事情です。家庭が大変厳しくなっている中で、どうしてもやれない、そうしますと、畑にしていたら税金の問題とか集落の掛け金とかあらゆるものがかかってくるわけです。</p> <p>どうしてもやれないということであつたら、本来山林に戻してあげなければいけないと思うんですよ。法律がどうじゃ取り決めがどうじゃと言われても、仮に松山市の農業委員会が写真では無理やけどこれは非農地にしてあげようと思った場合に、国が何か言ってくることはないと思うんですよ。そこを大きな気持ちでやってあげたら丁度いいんじゃないかと思います。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、分かりました。結論になりますけれども、この案件につきましては松山市から意見を求められておりますので、松山市へは「農地」であるという判断を回答してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>では、そう回答させていただきます。ありがとうございました。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>ちょっと待つて。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、松下委員。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>役員会で決定したことなんですかね、それは。農地として。</p>

渡部 泰明 会長	<p>私が今、役員会と申しましたのは、非農地判断が最近増えてきていますよね。</p> <p>まずこれの取っ掛かりが北梅本町で判断が出て、最初であったために臨時総会を開いて、委員に現地を見ていただきました。この時の出席は20名くらいで少なかったんですけども、現地を見ていただき、決定をさせていただきました。</p> <p>その後、いろんな地区において非農地判断が出てきております。そして、今、梶野委員から説明がありましたように、それが直ちにその判断に影響するかどうかは別としても、いろんな事情も出てきておると。そのようなこともありますので、一度立ち止まって、役員会でこの件についてはどのように持つて行くのか、基本的には変わらないと思いますけれども、いろんな事情があると思いますので、要は意思の統一をする上でも、役員会でまず話し合いをして最終的に委員にもお諮りをしたいということで先ほどお話しさせていただきましたけれども、今回のことを役員会で決めたというわけではありません。</p>
松下 長生 委員	<p>いや、今日の総会のことは問い合わせしていないじゃないですか、会長の方から。</p>
渡部 泰明 会長	<p>なんですか。</p>
松下 長生 委員	<p>会長の方から全員に非農地にするかどうかについては、農地にするかどうかは一部の人から話がありました。</p> <p>私どもの方としては北梅本の件も今回の栗井の件も、農地はいま、遊休農地がたくさんありますので、国からも非農地判断については早く速やかにやりなさいと指針があったじゃないですか。</p> <p>農地として、例えば何年のうちに農地に開墾できるとかそういうのがないのであればですよ。それと謄本自体が元々山林であれば非農地判断しても私は良いと思っておりますので、僕の意見としてはそういう意見です。役員会としての意見はそうかもしれませんが、皆さん方の意見も聞いてみてあげてください。</p> <p>役員会で決定して農地として決めるのは反対ですよ。市から農業委員会に聞けと言うことでしょ。</p>

渡部 泰明 会長	いまの松下委員のことについて私から回答させていただきます。まず農地か非農地かの判断が松山市から上がってきたと。それによって、現地を地区の農業委員に見ていただいて地区の農業委員が判断したと。それを総会に諮って、皆さんの意見を求めて、要は地元の農業委員のこの判断で総会としてもこの判断でよろしいでしょうかと今やったのがまさに委員にお聞きをした場面なんですよ。
松下 長生 委員	いや、いいですか。以前、堀江でも揉めたところがあったんですよ。個々の事情があるところですから、地元の農業委員からああいう説明があった中で、各委員に賛否を聞くべきだと思いますけどね。
渡部 泰明 会長	私はそのつもりで委員方いかがでしょうか、と発言をしたつもりですけども。
松下 長生 委員	そしたら賛否を取ってください。
渡部 泰明 会長	農地として判断してよろしいでしょうかと聞いて、賛成をしてもらったと私は理解しております。
松下 長生 委員	それをもう一回賛否を取ってください。
渡部 泰明 会長	もう一遍やれということですか？
松下 長生 委員	もう一遍、農業委員会に聞いてください。賛否を問うてください。

渡部 泰明 会長	<p>では再度お諮りをいたしますけれども、梶野委員から現状とか説明を頂きました。それについて地元委員の意見と言いますか、当然尊重しなければならないし、内容も農地判断でいいのではないかとということで皆さん方にお諮りしますけれども、委員の皆様、「農地」判断でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「反対です」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「いいです」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>それでは、松下委員は反対ということですが、会としては賛成ということで判断…。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>だから、今声を上げたのは何人かやと思いますけども。</p>
梶 野 宰 委 員	<p>そしたらね、挙手をしてもらってください。松山市は雑木雑木言いますけれども、雑木とはだいたいどういうふうに言うのか。20年経っていたらある程度認めてあげないかんのではないか、という意見も農業委員で言われて今まで関わってきておるんですが。</p> <p>そしたらこれ、私の隣接の集落です。お父さんが亡くなったのも知っています。間違いなく25年は経つとるんですよ。伐採する善意で。本当に目を疑うような写真でしょう。それを考えたら私としては、本当は認めていただきたい。しかし皆さん写真を見た限りはまず無理だろうと。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>梶野委員、挙手してもらおう。</p>
梶 野 宰 委 員	<p>挙手をしていただいた方が。そしたら私は非農地の方に賛成で手を挙げます。</p>

渡部 泰明 会長	<p>今の意見はわかりました。ただ、このやり方は将来にも続いてきます。これから先、農地非農地判断を求められたときには、委員に全て挙手を求めて判断するようになるやもしれませんがそれでもよろしいですか。</p> <p>〔「それでもいいじゃないですか」と呼ぶ者あり〕</p>
梶野 宰 委員	<p>農地を守るのも大事ですけど農家も守ってあげてください。</p>
渡部 泰明 会長	<p>おっしゃる通りです。ただ事務局としては、ひとつの農地非農地の判断基準が示されておるので…。</p>
梶野 宰 委員	<p>私が言いたいのは、雑木がまず生えないと思います。そしたら年数も考慮してもらいたい。仮によ。私どものところは国土調査しましたので、山林を畑にした場合は、地目を畑に変えられているんです。国土調査はどこまで終わられていますかね。</p>
松下 長生 委員	<p>国調は乙番はしません。</p>
梶野 宰 委員	<p>いやいや山林もするけんね。</p>
松下 長生 委員	<p>松山市は甲番だけで乙番はしません。</p>
梶野 宰 委員	<p>乙番はまだ終わってないのか。柑橘をやっているところは、山を開墾した場合は恐らく畑になっていない。山林のままで柑橘を作っている場合が多いと思います。</p>

渡部泰明会長	登記地目が。
梶野宰委員	登記地目が山林で柑橘を植えている、乙番ですよ。甲番じゃない。国土調査したら松山市も広いから甲番地だけやって乙番はやってない。松下委員が言ったような、元が山林ならいい、それは認めなければならないと言ったようなことが出てくるんですよ。そのような場合はやっていただきたい。
渡部泰明会長	<p>分かりました。それでは農地非農地判断を、委員の挙手によって決めたいと思います。「農地」として市の方へ回答することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>[挙手する者あり]</p>
渡部泰明会長	<p>賛成多数と認めます。松山市への回答は「農地」として回答させていただきます。この件は以上で終わります。</p> <p>[[はい、わかりました]と呼ぶ者あり]</p>
渡部泰明会長	これで提出議案 11 件の審議は終わりました。その他について委員方なにか御意見等ございますか。松下委員。
松下長生委員	土地改良区のこと勉強会の時にいつも意見を求められるのですが、集積の、もしくは中間管理機構の関係で貸借をつけている場合、土地改良区に払わなければならない賦課金についてはどちらが払うようになっていますか。貸人と借人の話し合いでやっているんですか。

	それが一切、私どもの方としてもわからないので非常に困っております。
渡部 泰明 会長	賦課金の扱いですか。それは、要は改良区…。
松下 長生 委員	私どもの意見として、勉強会の時にいつもどうしたらよろしいのでしょうか、と聞かれるんですよ。
渡部 泰明 会長	それは改良区の会ですか？
松下 長生 委員	改良区の会でも地区の改良区の会でもありますよ。
渡部 泰明 会長	賦課金の問題については土地改良区の方で取り決めをしているので、扱いが改良区…。
松下 長生 委員	では農業委員会としてはそういう決め方はしてないということですね。
渡部 泰明 会長	ちょっと待つて。事務局から回答します。
加藤 喜三 主任	利用権設定の申出書を出していただいているのですけれども、その申出書の中に土地改良区のお金や水利費ですとか、借人が出しますか貸人が出しますか、丸を付けるところがございます。そちらにお互いの合意で話し合ったものを記入していただいて、こちらに出していただく…。

松下長生委員	話し合いでということですね。わかりました。
渡部泰明会長	他に何かありませんか。無いようでしたら事務局から連絡事項がございます。
加藤喜三主任	<p>2点ございます。先月第179回総会の際に、松下委員から御質問があった市街化区域の農地面積でございますけれども、平成30年4月1日現在473.1ヘクタールでございます。以上御報告いたします。</p> <p>もう一点、次回の総会ですが、4月10日（水）午前10時30分からこちらの会議室で開催致します。よろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>事務局、以上ですね。</p> <p>はい、それでは以上をもって第180回の総会を閉会といたします。</p>
藤久壽基次長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前11時40分閉会</p>

議事の正確を期するため署名する。

平成 31 年 3 月 11 日

会 長

議事録署名人

議事録署名人